

第 1 回点検（平成 25 年）で指摘した「今後の課題」に対応した進捗状況

※関係各省庁の自主的 point 検結果（資料 1-1、1-2）における
今後の課題に対応した進捗状況の記載を抜粋したもの

<健全な水循環構築のための取組>

- ① 水資源の確保や環境の保全の観点から、水の適正な利用を通じた健全な水循環を確保することが重要である。関係各省をはじめ、関係者が十分に連携し、健全な水循環の形成のための施策を総合的に推進していく必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

6 浄化槽整備の推進（環境省）

より効率的な污水处理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実行していく必要があるため、都道府県構想の一層の見直しを図る必要があることから、污水处理を所管する 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、「持続可能な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を平成 26 年 1 月に取りまとめた。

7 こどもホタルレンジャー事業（環境省）

「水循環基本法」（平成 26 年 7 月施行）を踏まえ、抜本的な事業の見直しを図り、「水環境保全活動普及促進事業」を廃止し、健全な水循環の維持・回復のために必要な施策の総合的な推進を図る事業「健全な水循環に係る総合対策推進費」として整理したところ。

13 健全な水循環構築のための水道事業者等の取組の推進（厚生労働省）

水循環の一環を成す水道事業者等の事業の健全性を確保するため、平成 25 年 3 月に作成した「新水道ビジョン」に基づく施策を推進しているところ。具体的には、「新水道ビジョン推進協議会」や「新水道ビジョン推進のための地域懇談会」を開催し、関係者との情報共有、連携強化を図るなどしている。

15 農業集落排水事業（農林水産省）

- ・ 污水处理人口普及率は、全体で 88%（H23 末）から 89%（H25 末）に増加。
- ・ 人口 5 万人未満の中小市町村についても、74%（H23 末）から 76%（H25 末）に増加。
- ・ 整備が立ち後れている地域について、引き続き農業集落排水施設の整備を推進していく必要。
- ・ 計画的かつ効率的な更新整備を推進するため、機能診断調査や最適整備構想の策定について取り組んでいるところ。

16 環境保全型農業直接支払交付金の推進（農林水産省）

当該施策では、化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取組と合わせて行う営農活動として、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」も位置付けている。今後も取組が拡大するよう、引き続き、当該施策の推進を図ることで水の適正な利用を通じた健

全な水循環の確保に寄与する。

17 持続的な農業生産方式の導入の促進（農林水産省）

土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）が増加することにより、水の適正な利用を通じた健全な水循環の確保に寄与する。

18 農業環境規範の普及・定着（農林水産省）

農業環境規範の普及・定着を図ることにより、土づくりの励行や適切で効果的な施肥等の農業者の取組を推進し、水の適正な利用を通じた健全な水循環の確保に寄与する。

19 有機農業の推進（農林水産省）

これらの課題解決に資するため、引き続き有機農業の推進に係る取組に対し支援していくことで水の適正な利用を通じた健全な水循環の確保に寄与する。

20 多様な主体による森林づくり活動の促進（農林水産省）

森林の保全・整備については、森林所有者だけでなく、多様な主体による森林づくり活動を促進するための取組みに支援を行っているところである。

21 森林整備事業（公共）（農林水産省）

林野庁においては、水源涵養機能等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、引き続き施業の集約化や路網整備等により効率的な間伐等の森林整備を推進しているところ。また、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、国立研究開発法人森林総合研究所が分収造林契約により、計画的に森林の造成を行っているところ。

22 治山事業（公共）（農林水産省）

- ・平成 26 年 7 月に施行された「水循環基本法」においては、内閣に水循環政策本部を設置し、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進することとしており、治山事業についても、同法に基づく水循環基本計画において「貯留・涵養機能の維持及び向上」に関係する施策として位置づけられる予定。
- ・治山事業については、従前より中央及び地方段階で砂防治山連絡調整会議を開催し、調査、計画、工事、管理等に関して治水砂防事業との調整・連携を図りながら実施しており、このような取組を引き続き推進。

23 耕作放棄地対策の推進（農林水産省）

- ①【基盤整備】平成 27 年度現在において、耕作放棄地の解消・発生防止、優良農地の確保に資する基盤整備事業を 9 地区実施しているところであり、健全な水循環の形成に貢献。
- ②【中山間地域等直接支払交付金】本交付金の第 3 期対策（平成 22 年度～平成 26 年度）において、約 68.7 万 ha の農用地を対象に協定が締結され、協定参加者による農業生

産活動が継続されたところであり、耕作放棄の発生防止を含め、約 8.0ha の農用地の減少が防止されたと推計。

【農地・水保全管理支払交付金（H26 年度から多面的機能支払交付金）】地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動の一環で、遊休農地発生防止のための保全管理等を支援。

- ③【放牧】新たに耕作放棄地等を活用した放牧の取組みを展開しつつあるところ。
【市民農園】「農」のある暮らしづくり交付金の活用等により、市民農園の整備を促進。
- ④【遊休農地対策】平成 26 年に施行された改正農地法により遊休農地措置を強化
- ⑤【放棄地解消】平成 25 年度に農用地区域において 9,936ha の荒廃農地が再生。
(平成 25 年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)

24 環境調和型水循環技術開発（経済産業省）

本施策は、当省及び N E D O、開発を実施した民間企業等が連携し、水質規制の強化や水循環利用のニーズに対応すべく、高度な水処理技術の省エネ化性や環境性能に優れた水処理に係る要素技術の開発を行い、目標を上回る省エネ化を達成した。事業終了後も、追跡評価により事業化状況を調査していく。

25 環境・エネルギー対策資金（公害防止関連）（経済産業省）

関係府省の要望も聞きつつ、当省がとりまとめて措置を実施しており、十分な連携が図られている。また、中小事業者による環境負荷低減の取組の支援のため、一層効果的な制度にするべく、毎年度制度の見直しを行っている。

26 公害防止用設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置（污水・廃液処理施設） (経済産業省)

関係府省の要望も聞きつつ、当省がとりまとめて措置を実施しており、十分な連携が図られている。また、産業界の他、畜産等からのニーズもあり、事業者による環境負荷低減の取組支援として、一層効果的な制度にするべく、2年に1度制度の見直しを行っている。

28 雨水貯留浸透施設の整備及び雨水利用の促進（国土交通省）

平成 27 年 3 月 10 日には、国及び独立法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水利用のための施設の設置に関する目標を閣議決定するとともに、同日、雨水の利用の推進に関する基本方針を定めた。

- ② 海域（特に閉鎖性海域）及び湖沼の水環境改善のため、国民の実感にあった分かりやすい目標設定を行うことが肝要である。このため、下層における水生生物の生息への影響に着目した下層の溶存酸素（下層DO）、水生植物の生育への影響に着目した透明度について、関係者の意見も聞きつつ、環境基準化に向けた具体的な検討を進める必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

1 新規環境基準項目の検討（環境省）

中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会において環境基準化に向けた審議が行われている。また、この審議の中で地方自治体や関係者からのヒアリングも実施している。

- ③ 地下水環境基準超過率の高い硝酸性窒素・亜硝酸性窒素について、対策を一層推進する必要がある。その際、その発生源が多岐にわたりまた面的であり、排水規制等の一律規制・点源対策では限界があることから、各地域における面的発生源（生活排水・農畜産業等）等の状況に合わせた、地域的・総合的な施策を推進する制度の構築が必要である。また、このような面的発生源等の対策の検討においては、湖沼等を含む流域全体における健全な窒素循環の確保や、資源としての窒素の有効活用といった視点も考慮すべきである。

【関係施策等（関係府省）】

10 地下水流域における硝酸性窒素等対策の推進（環境省）

地下水の存在する地下構造及び汚染の発生源や様態は極めて地域性が高く、また多様性に富んでいるため、取組にあたっては地域の実情に応じて最適な対策メニューを盛り込むことが重要であるため、地域における総合的な対策を行うための制度として、総合対策制度を構築したところ。今後、この総合対策制度を通じて、地域の取組を推進するにあたっては、流域における窒素循環、資源としての窒素の有効活用といった視点も含めるとともに、総合対策ガイドラインへ盛り込んでいく方向で検討していく予定。

14 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（農林水産省）

管理基準不適合農家が10戸（平成23年12月1日現在）から4戸（平成26年12月1日現在）に減少。

- ④ 国民の生活に欠くことのできない水道水の原水水質の保全の観点から、平成 24 年 5 月に利根川水系で発生したヘキサメチレンテトラミン流出事故による大規模な断水事案の経験を踏まえ、水質事故等により公共用水域に大量に流出した場合に給水に支障を及ぼすような物質（水質事故の原因物質）についての知見を収集し、排出側での適切な管理を促進するとともに、水道側の水質事故への対応能力の向上を図る必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

3 水環境における危機管理・リスク管理推進検討（環境省）

厚生労働省が指定している浄水処理対応困難物質 14 項目のうち、4 項目について工場・事業場からの排出の実態及び公共用水域における存在量把握のための調査を実施し、今後の危機管理・リスク管理方策検討にあたっての知見の収集を行った。また、1 項目については水質汚濁防止法の指定物質への追加を行った。

13 健全な水循環構築のための水道事業者等の取組の推進（厚生労働省）

平成 24 年 5 月に利根川水系で発生したような事故の再発を防止するため、厚生科学審議会生活環境水道部会において審議を行い、万一水道原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに位置づけるとともに、当該物質について、平成 27 年 3 月に排出側での管理促進、水質事故把握の体制整備及びリスクの把握等を求める通知を発出し、体制の整備を図っているところ。

＜水環境改善のための取組＞

- ① 湖沼へ流入する汚濁負荷量の削減を目指し、都道府県が設置する土地利用調整会議の活用を図る等関係者の連携を図りつつ、湖沼の保全、富栄養化防止のための取組を進める必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

37 湖沼水質汚濁メカニズムの解明と湖沼水質保全対策の効果的な実施手法の整理

（環境省）

《検討状況》

平成 17 年に湖沼水質保全特別措置法が改正され、都道府県知事による流出水対策地区の指定、流出水対策推進計画の策定が定められた。

平成 25、26 年度に湖沼水質保全計画が策定された、「八郎湖」「野尻湖」「中海」「宍道湖」の土地利用に関する関係者との連携状況に関しては、4 湖沼とも、都道府県は、関係者（県、流域自治体、土地改良区、農協、大学など）と連携した流出水対策推進計画（土砂の流入防止、農薬や肥料の減量、住民による水質保全活動など）を策定するとともに、定期的な対策の推進管理、パンフレットによる啓発活動の実施している。

国においては、取組の運用面に係る支援として「非特定汚濁源対策の推進に係るガイドライン」を作成している。

《課題》

- ・面源対策として、上記のような流出水対策地区を指定し、土地利用区分ごとの対策を実施することとしているものの、体制的制約又は技術的な難しさなどにより、関係者との連携による土地利用の調整までは至っていない状況。

64 持続的な農業生産方式の導入の促進（農林水産省）

土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）が増加することにより、湖沼や閉鎖海域の保全等に寄与する。

65 農業環境規範の普及・定着（農林水産省）

農業環境規範の普及・定着を図ることにより、土づくりの励行や適切で効果的な施肥等の農業者の取組を推進し、湖沼や閉鎖海域の保全等に寄与する。

66 有機農業の推進（農林水産省）

これらの課題解決に資するため、引き続き有機農業の推進に係る取組に対し支援していくことで湖沼や閉鎖海域の環境保全等に寄与する。

71 下水の高度処理等による湖沼における水環境の保全（国土交通省）

流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているとともに、合流式下水道の改善対策等を推進している。

- ② 閉鎖性海域の環境保全のため、自然生態系と調和しつつ、人の手を適切に加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全・向上が図られる里海づくりの取組を今後一層推進する必要がある。また、水質総量削減について、湾・灘ごとの海域の特性を踏まえ、季節性も含めたきめ細やかな水質管理を行う観点からの検討を進める必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

41 総量削減状況等モニタリング（環境省）

本調査結果を基礎資料として、湾灘ごと等の水質管理の観点も含め、中央環境審会にて第8次水質総量削減の在り方の検討が進められている。

42 総量削減制度の在り方及び汚濁負荷削減対策の検討に向けた調査（環境省）

本調査結果を基に、湾灘ごと等の水質管理の観点も含め、中央環境審議会にて第8次水質総量削減の在り方の検討が進められている。

44 瀬戸内海環境保全基本計画の変更（環境省）

第1回点検で指摘のあった「生物多様性・生物生産性」の観点を踏まえ、基本計画の項目立てを従来の「水質の保全」、「自然景観の保全」の2つから、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」、「水質の保全及び管理」、「自然景観及び文化的景観の保全」、「水産資源の持続的な利用の確保」の4つへと変更した。

46 里海の創生（環境省）

里海づくりの取組を一層推進するため、これまで藻場・干潟の分布状況を把握するための手法を検討するとともに、全国における里海づくり活動の状況を調査した。

63 環境保全型農業直接支払交付金の推進（農林水産省）

当該施策では、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と合わせて行う営農活動として、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」も位置付けている。今後も取組が拡大するよう、引き続き、当該施策の推進を図ることで湖沼や閉鎖海域の環境保全等に寄与する。

64 持続的な農業生産方式の導入の促進（農林水産省）

土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）が増加することにより、湖沼や閉鎖海域の保全等に寄与する。

65 農業環境規範の普及・定着（農林水産省）

農業環境規範の普及・定着を図ることにより、土づくりの励行や適切で効果的な施肥等の農業者の取組を推進し、湖沼や閉鎖海域の保全等に寄与する。

66 有機農業の推進（農林水産省）

これらの課題解決に資するため、引き続き有機農業の推進に係る取組に対し支援していくことで湖沼や閉鎖海域の環境保全等に寄与する。

67 水産環境整備事業（農林水産省）

水産資源回復のため、閉鎖性海域の環境保全に資する藻場・干潟の保全や造成等について、引き続き推進してきたところ。

③ 産業廃棄物の海洋投入処分量のさらなる削減をし、海洋汚染の防止を推進する必要がある。

海岸漂着物対策に関しては、より一層の発生抑制対策の推進を図り、回収・処理事業との相乗効果を高めていく必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

○ 海洋汚染の防止に関する施策等

48 ロンドン議定書国内対応（環境省）

赤泥の海洋投入処分については、平成 26 年度末に終了するなど、産業廃棄物の海洋投入処分量は着実に減少し、海洋汚染の防止を推進することができている。今後も引き続き、産業廃棄物の海洋投入処分量の削減に努め、海洋汚染を防止していく必要がある。

59 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及び同条約の議定書

を通じた取組（外務省）

海洋汚染の防止に関する施策等（環境省、外務省、国土交通省等）に関し、関係省庁とも連携し、推進していく。

79 海洋環境保全思想の普及・啓発活動（国土交通省）

ボランティアや地方公共団体等と連携し、海洋環境保全思想の普及・啓発活動を精力的に実施した結果、平成 26 年に海上保安庁が確認した海洋汚染の件数は 380 件（前年比 75 件減少）であった。

海洋汚染の現状として、油による汚染は取扱い不注意による排出等、人為的要因による汚染が半数を超え、廃棄物による汚染は一般市民による不法投棄が依然として多い状況にある。

平成 27 年も、海洋汚染の原因や地域の実情に応じた効率的且つ効果的な対策を執り、関係機関等と連携を図りつつ海洋環境保全対策を推進する。

○ 海岸漂着物対策に関する施策等

50 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業（環境省）

海岸漂着物問題の解決を図るためには、海岸漂着物の回収・処理と併せて、その発生の抑制に関する施策についても車の両輪として講じることが必要である。当該施策においては、発生抑制対策のためのモデル調査を行っており、その結果は地方公共団体等で活用いただけるよう、広く周知しているところである。加えて、地方公共団体に対する

補助事業「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」では、海洋ごみの回収・処理に加え、発生抑制対策に係る事業も補助対象としており、各都道府県において地域の实情に応じた発生抑制対策を推進している。また、当該補助金を活用して各都道府県が実施した発生抑制対策については、環境省が取りまとめ、フィードバックを実施し好事例の普及に努めていく。

58 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を通じた取組（外務省）

平成 25 年 12 月には第 18 回政府間会合を日本主催で富山において開催し、各国の活動拠点における活動状況の共有や、NOWPAP の今後の展望に関する議論を通し、参加国間の関連取組みにおける一層の協力強化を図った。

また、平成 26 年 9 月に韓国で開催された海岸清掃キャンペーンの実施を支援した。

68 海岸漂着物の円滑な処理（農林水産省・国土交通省）

平成 26 年 6 月に海岸法が改正され、海岸管理を適正かつ確実にを行う法人・団体を海岸管理者が海岸協力団体として指定することが可能となった。

このことにより、今後、海岸協力団体が活動の一環として行う海岸の清掃活動により、海岸に堆積する流木及びゴミ等の削減が見込まれ、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業との相乗効果を高めることが期待される。

④ 我が国の民間企業が有する優れた水処理技術の海外展開の促進・支援を一層強化することにより、海外における水環境改善を図る必要がある。

また、アジア各国の水環境ガバナンスを強化する取組については、各国の水環境管理の進展度合いや課題に応じた支援を行う必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

○ 水処理技術の海外展開に関する施策等

53 中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業（環境省）

平成 20 年から平成 23 年に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力」を、平成 23 年から平成 26 年に「農村地域等におけるアンモニア窒素総量削減事業」としてモデル施設の建設等を行っており（以下、両事業をまとめて「過年度事業」と記載する）、順調に成果を挙げてきている。

さらに、過年度事業で実施したモデル事業のうち、中国国内で同様の技術により水平展開が進められている事例が出てきているところである。

平成 27 年 3 月には、両国局長級で「畜産汚染物質の排出総量削減の協力に関する意向書」を締結し、中国の水環境改善にかかる共同研究を強化していく。

54 アジア水環境改善モデル事業（環境省）

実施可能性調査、実証試験の実施を終えたモデル事業のうち 2 者が、平成 27 年度にビジネスとして成立する予定。

現地実証試験を平成 27 年度までに完了する案件が 4 件出てくることから、これまでの

モデル事業の成果を総括し、今後我が国企業がさらに効果的に国際展開を進めるための戦略を検討する。

55 し尿処理システムの国際普及の推進（環境省）

平成 25 年度及び平成 26 年度に「アジアにおける分散型污水处理に関するワークショップ」を開催し、今後取り組むべき課題や方向性について共通認識を得るとともに、アジアにおける分散型污水处理の推進に向けて、各国関係者のネットワークの構築や連携強化を目指した。

56 国連大学拠出金（低炭素型水環境改善システム研究事業）（環境省）

本事業では、アジア各国が、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した自国内の排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行うため、基礎データの収集・分析等を実施した。

57 アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業（環境省）

平成 24 年度から平成 26 年度まで、インドネシアにおいて我が国の優れた技術を用いたコベネフィット型排水処理の実証事業を実施し、排水の水質改善効果と温室効果ガスの削減効果を取りまとめた。

69 アジアモンスーン地域連携水田・水環境評価検討事業（農林水産省）

平成 27 年 4 月に開催された第 7 回世界水フォーラムにおいて、当該水フォーラム参加者の意見を反映した「閣僚への勧告文」に我々が継続して主張してきた多面的機能の重要性についての記述がなされたことから、一定の理解が進みつつある。

82 下水道分野の水ビジネス国際展開（国土交通省）

ベトナム、インドネシア、サウジアラビア等の重点対象国を中心として、技術協力に関する覚書を締結しており、それに基づいた定期的な政策対話やワークショップにおいて、我が国下水道事業の経験・技術を発信している。

○ アジア各国の水環境ガバナンスに関する施策等

52 アジア水環境パートナーシップ(WEPA)（環境省）

これまでの WEPA の活動において、アジアモンスーン地域の水環境ガバナンスをテーマにした国際フォーラム等の開催を通じ、同地域の水環境ガバナンスに係る人材育成及び情報基盤整備を実施してきた結果として、各国の水環境担当行政官の知識や課題解決能力等は向上してきている。

また、関係ステークホルダー間の連携と育成により、パートナー国間の強い連携が生まれている一方で、各国においては発展段階や各国固有事情等によって多様な課題を抱えていることが明らかになっており、第Ⅲ期ではこれを受けた取り組みを進めていくことがパートナー国より強く求められているところであり、更なる支援の強化を行っていくなど、各国のレベルやニーズに応じた支援を進めていく予定。